

# 定期積金商品概要説明書

平成 25 年 6 月 1 日現在

|  |  |
|--|--|
| 商品名  | ・ 定期積金 愛称：スーパー積金   |
| 販売対象   | ・ 法人および個人の方  |
| 契約期間   | ・ 6ヶ月以上5年以下  |
| 払込<br>(1)払込方法<br>(2)払込金額<br>(3)払込単位                  | ・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。<br>・ 100円以上<br>・ 1円単位  |
| 払戻方法   | ・ 満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。   |
| 利息<br>(給付補填金)<br>(1)適用金利<br>(2)給付補填金の支払方法<br>(3)計算方法 | ・ 固定金利<br>・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。<br>・ 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。<br>・ 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。  |
| 税金   | ・ 個人の場合には国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。<br>(マル優は利用できません。)<br>・ 法人は総合課税となります。  |
| 手数料  |  |
| 付加できる<br>特約事項  | ・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。  |
| 中途解約時の<br>取扱い  | ・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨て)により利息相当額を計算し、この積立の掛金残高相当額とともにお支払いします。<br>(1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 … 解約日の普通預金利率<br>(2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 … 約定利回り×60%<br>(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)   |
| 金利情報の<br>入手方法  | ・ 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。  |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置                                    | 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室(9時～17時、電話：0120-114-943)にお申し出ください。<br>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 |

次項へつづきます。

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。<br/>例) 長野県弁護士会で現地調停を行う</li> <li>・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。<br/>例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</li> </ul>  |
| <p>その他参考<br/>となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul> |